

国立大学法人京都大学教職員の降任、降格及び降号に関する要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第12条の規定による降任並びに国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第7条の規定に基づく降格及び降号に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(降任)</p> <p>第2条 就業規則第12条各号の規定による降任は、当該各号に応じ、次の各号に該当する場合に行う。</p> <p>(1) 就業規則第12条第1号 当該教職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認められる場合であって、指導その他の大学が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかとなるとき。</p> <p>(2) 就業規則第12条第2号 総長が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなるとき。</p> <p>(3) 就業規則第12条第3号 教職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であって、指導その他の大学が定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかとなるとき。</p> <p>(4) 就業規則第12条第4号 組織の再編、統合又は縮小等が行われた場合で、降任することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 } (略)</p> <p>(1)～(2) }</p> <p>(3) 教職員が級別標準職務表に規定する職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の大学が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されなるとき。</p> <p>(4) 教職員が就業規則第13条の2の規定に基づき配置換えされるとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要項は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。）第12条第1項の規定による降任並びに国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号）第7条の規定に基づく降格及び降号に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(降任)</p> <p>第2条 就業規則第12条第1項各号の規定による降任は、当該各号に応じ、次の各号に該当する場合に行う。</p> <p>(1) 就業規則第12条第1項第1号 当該教職員の勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績が良くないと認められる場合であって、指導その他の大学が定める措置を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良なことが明らかとなるとき。</p> <p>(2) 就業規則第12条第1項第2号 総長が指定する医師2名によって、長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても治癒し難い心身の故障があると診断され、その疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなるとき。</p> <p>(3) 就業規則第12条第1項第3号 教職員の適格性を判断するに足ると認められる事実に基づき、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合であって、指導その他の大学が定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかとなるとき。</p> <p>(4) 就業規則第12条第1項第4号 組織の再編、統合又は縮小等が行われた場合で、降任することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>(1)～(2) }</p> <p>(3) 級別標準職務表に規定する職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の大学が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されなるとき。</p> <p>(4) 就業規則第13条の2の規定に基づき配置換えされるとき。</p> <p>(5) 就業規則第48条の規定に基づき降任するとき。</p>

改正前	改正後
<p>(中 略)</p> <p>(降格及び降号の手続)</p> <p>第6条 } (略)</p> <p>2 } 3 第4条第4号の規定による降格においては、前2項の規定は適用しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(降格及び降号の手続)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 第4条第4号及び第5号の規定による降格においては、前2項の規定は適用しない。</p> <p>附 則 (令和6年9月総長裁定) この要項は、令和6年9月25日から実施する。</p>